

「いたばしグッドバランス」推進企業表彰実施要綱

(平成 24 年 10 月 10 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区男女平等参画基本条例（平成 15 年板橋区条例第 8 号）の基本理念に基づき、仕事と生活の両立支援や男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、すべての人がともに働きやすい職場環境に取り組む企業等を、板橋区（以下「区」という。）が表彰することにより、働き方の見直しに向けた企業等の自主的な取り組みを支援し、すべての人が家庭生活と社会生活を両立できる社会を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、ワーク・ライフ・バランスとは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる、仕事と生活の調和のことをいう。

2 この要綱において、ダイバーシティ&インクルージョンとは、多様な人々を理解し認め合い、活かすことをいう。

3 この要綱において、企業等とは、区内に本社又は主たる事業所があり、常時雇用する労働者が 300 人以下で事業活動を行う中小企業、一般社団法人及び一般財団法人等の事業者をいう（国、地方公共団体又は別表第 1 に該当する業種を除く）。

(表彰)

第 3 条 区長は、ワーク・ライフ・バランスの推進及びダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けて積極的に取り組んでいる企業等を、「いたばしグッドバランス」推進企業（以下「推進企業」という。）として表彰し、「いたばし good balance 会社賞」を授与する。

(応募要件)

第 4 条 前条の表彰を受けようとする企業等（以下「応募企業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第 2 条第 3 項に規定する企業等であること。
- (2) 労働関係法令等に関し、重大な違反がないことその他法令上又は社会通念上表彰するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(申請)

第 5 条 応募企業は、「いたばしグッドバランス」推進企業表彰申請書（別記第 1 号様式）及び、「いたばしグッドバランス」推進チェックシート（別記第 2 号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定するもののほか、次条第 1 項に規定する審査に必要な書類を応募企業に別途提出させることができる。

(表彰手続)

第 6 条 区長は、前条の規定により申請を受けたときは、第 10 条第 1 項に定める「いたばしグッドバランス」推進企業表彰審査会（以下「審査会」という。）に、応募企業の取り組みの実施状況、労働関係法令等の遵守状況等について、その内容を審査させ、被表彰対象企業の候補の推薦を受けるものとする。この場合において、審査会は、別表第 2 に定める「いたばしグッドバランス」推進企業表彰基準に基づき、審査を行うものとする。

2 区長は、前項の規定により審査会から推薦を受けた場合であって、その推薦が適当であると認めるときは、推薦された企業を推進企業として表彰し、「いたばし good balance 会社賞」を授与する。ただし、推薦された企業に表彰することが適当でないと認められる他の事情があるときは、この限りでない。

(公表)

第7条 区長は、推進企業の取り組みを広く区民に周知するため、広報いたばし、板橋区公式ホームページ、総務部男女社会参画課で発行する情報誌への掲載、その他の方法により公表するものとする。

(変更の届出)

第8条 応募企業は、提出書類に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに「いたばしグッドバランス」推進企業表彰申請内容変更申請書（別記第3号様式）により、区長に届け出なければならない。

(表彰の取消し)

第9条 区長は、次のいずれかに該当する場合には、当該表彰を取り消すことができる。

- (1) 推進企業が取消しを申し出たとき。
- (2) 推進企業が規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 推進企業が虚偽の内容により申請を行う等、不正の手段により表彰を受けたとき。

(審査会)

第10条 第6条第1項の規定により、表彰の適正を期するため審査会を置く。

- 2 審査会は、総務部長、有識者（2名以内）、関係行政機関（1名）、区職員（2名以内）の委員をもって組織する。
- 3 審査会は、総務部長が招集する。ただし、書面の持ち回りをもって審査会の開催に代えることができる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 審査会の庶務は、総務部男女社会参画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
2. 風俗営業類似の業種
3. 興信所・探偵事務所等
4. 消費者金融
5. 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの
6. 占い、運勢判断に関するもの
7. 政治・宗教団体
8. 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
9. 民事再生法及び会社更生法による再生手続き中の事業者
10. 各種法令に違反しているもの
11. 行政機関からの行政指導を受け、改善がされていないもの
12. 暴力団等と関連する団体等
13. その他、公序良俗に反すると認められる業種又は事業者

別表第2（第6条関係）

「いたばしグッドバランス」推進企業表彰基準

【いたばし good balance 会社賞】

以下の要件のいずれかを満たしていること。

- 1 「いたばしグッドバランス」推進企業表彰実施要綱別記第2号様式において、①から⑥の各審査員の評価点の平均点合計が6以上であること。ただし、①から④の項目につき各審査員の評価点の平均点が1を下回る項目がないことを要件とする。
- 2 「いたばしグッドバランス」推進企業表彰実施要綱別記第2号様式において、⑥その他のワーク・ライフ・バランス及びダイバーシティ&インクルージョンに関する取組における内容が効果的、先進的と認められること。

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

企 業 名
代表者氏名

「いたばしグッドバランス」推進企業表彰申請書
「いたばし good balance 会社賞」

「いたばしグッドバランス」推進企業表彰実施要綱第5条に基づき、「いたばしグッドバランス」推進企業表彰について申請します。なお、同条第2項に規定する審査に必要な書類については、求めに応じて別途提出いたします。

企 業 名	
所 在 地	〒 (注) 主たる事業所として申請する場合は、本社所在地も記入して下さい。
業 種 及 び 主 な 事 業 内 容	
創 業 年 月	年 月 日
資 本 金	
労 働 保 険 適 用	有 ・ 無
社 会 保 険 適 用	有 ・ 無
就 業 規 則	有 ・ 無
一 般 事 業 主 行 動 計 画 策 定 状 況	策 定 済 : 年 月
	策 定 予 定 : 年 月
	予 定 な し
従 業 員 数	正 社 員 : 人 (男性 : 人、女性 : 人)
	パ ー ト ・ 契 約 社 員 : 人 (男性 : 人、女性 : 人)
	派 遣 社 員 : 人 (男性 : 人、女性 : 人)
	総 従 業 員 数 : 人 (男性 : 人、女性 : 人)
担 当 者	氏 名 :
	電 話 :
	Eメール :

「いたばしグッドバランス」推進チェックシート
「いたばし good balance 会社賞」

ワーク・ライフ・バランスの推進及びダイバーシティ&インクルージョンの実現に関して、すでに実施している取組についてご記入ください。

①長時間労働削減に向けた取組
②年次有給休暇の取得促進に向けた取組
③仕事と育児、介護の両立支援に向けた取組
④男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取組
⑤地域活動への貢献に向けた取組
⑥その他のワーク・ライフ・バランス及びダイバーシティ&インクルージョンに関する取組

※ 記入欄が不足する場合は、別紙に記入して提出してください。

※ 取組内容がわかる関連資料があれば添付してください。

※ 評価点は各項目0点～3点とする。

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

企 業 名

代表者氏名

「いたばしグッドバランス」推進企業表彰申請内容変更申請書

「いたばし good balance 会社賞」

「いたばしグッドバランス」推進企業表彰実施要綱第8条に基づき、「いたばしグッドバランス」推進企業表彰の申請内容を変更します。

	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容		